



さくら通信3月号



2008年3月 No. 39

サウナ



週に1回はサウナに通っている。土日は半日を過ごすことも多い。殆どの時間気持ちよく眠っている。知人と会うことが多いが、あまり話はしない。暗黙のルールである。減量効果は殆んど無い。サウナの後にはスナックへ行くからである。

県外出張の時は必ずと言って良いほどサウナで過ごしている。東京は後楽園ホール、大阪は梅田のニュージャパンと決めている。大阪の京橋に住んでいた時は、銭湯がわりに毎日通っていた。これがサウナ好きになった原因と思われる。(竹内)

相続税法の抜本改正



平成21年度税制改正において、取引相場のない株式等にかかる相続税の納税猶予制度が創設される予定ですが、これに併せ、相続税の課税方式を現行の方法から「遺産取得課税方式」に改めることが検討されています。

この方式によると、相続人が実際に取得した財産の額に応じた累進税率を適用されるため、もらった財産と支払う税金の負担バランスがよくなるメリットがあります。

一方で、居住用財産や特定の事業用財産に係る減税措置は、実際にその財産を取得した相続人のみが享受できることとなり、こうした課税上優遇される財産の取り争いが起こりやすくなるデメリットがあります。

いわゆる「争族」問題は、親族関係に深刻なダメージを与えるだけでなく、税金上も多額の不利益を生じさせます。

今後、ますます、被相続人が元気なうちの親族間協議の重要性が高まると考えられます。(大寺)

お知らせ

☆平成19年分申告所得税は、3月17日(月)までに、消費税及び地方消費税については、3月31日(月)までが納付期限となっていますので、ご注意ください！

振替納税ご利用の場合、振替納付日は、4月22日(消費税及び地方消費税は4月24日)となっています。

☆法人が支払う長期平準定期保険等について、平成20年2月28日以後の契約にかかる分より支払保険料の損金算入時期等に関する取り扱いが変更されました。

詳しくは、当事務所までお尋ね下さい。

裏面も御覧下さい



平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります



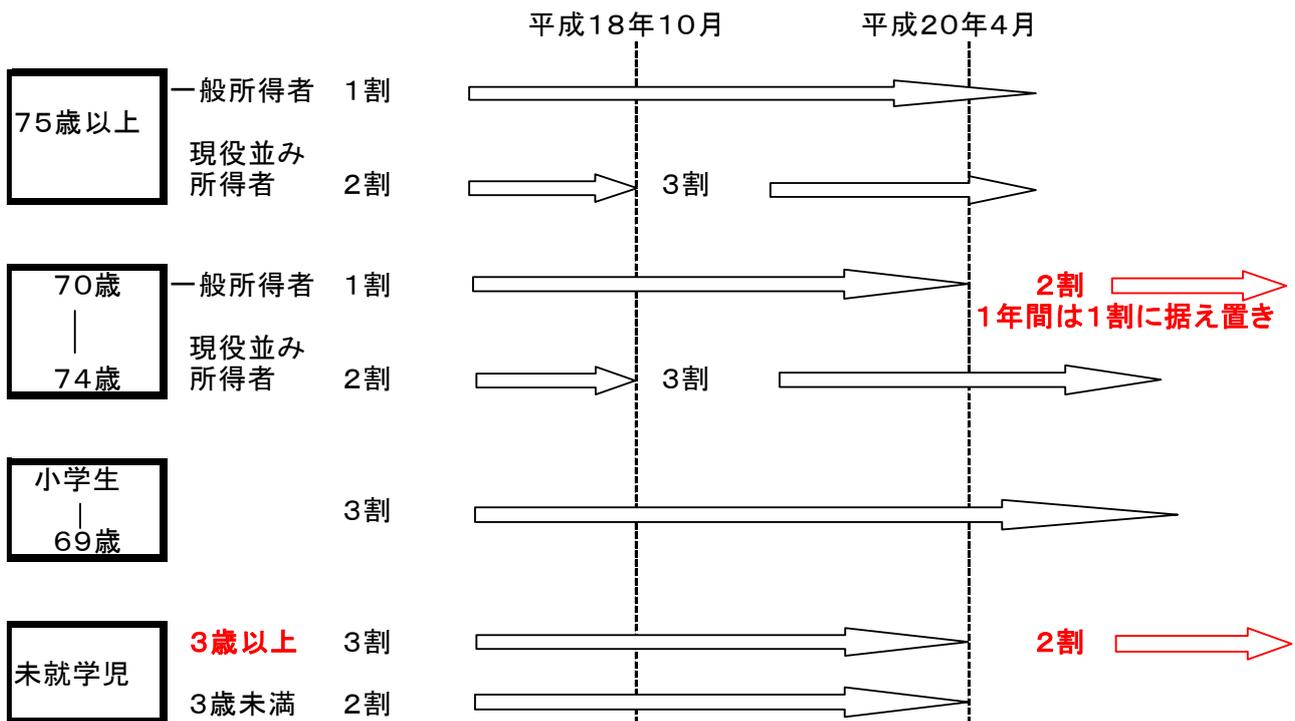
- 平成20年4月から始まります。
- 75歳以上および65歳以上で一定以上の障害のある人が被保険者になります。
※ 後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険や健康保険の被保険者ではなくなります。
- 老人保健医療受給者証と健康保険証は使えなくなり、新しい被保険者証が交付されます。
- 自己負担はこれまでどおり1割（現役並み所得がある人は3割）です。
- 被保険者1人ひとりから保険料を徴収します（原則年金天引き）。
- 窓口業務、保険料の徴収事務は市町村が行います。
- 被保険者の資格管理、保険料の賦課、給付、財政運営などの事務は後期高齢者医療広域連合が行います。



健康保険法・国民健康保険法（平成20年4月施行）



病院での窓口負担が変わります。



※現役並み所得者とは、健康保険では標準報酬月額が28万以上の方

※国民健康保険では、夫婦世帯で年収520万以上の方

(西谷)



表面も御覧下さい

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL : 088-625-2556
 FAX : 088-654-1181